

第 27 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9 月 10 日（火）午前 10 時開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 3 番 宇藤 欣喜 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 | 8 番 岩本 孝之 |
| 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 | | 12 番 興呂木和也 |
| 13 番 市原きみよ | 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 | |
- 欠席委員 11 番 古澤 博保
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	皆様、おはようございます。まず本総会の開催ですが、古澤委員が欠席ということで連絡をいただいております。委員総数 19 名、出席委員 18 名で、南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆さまご起立をお願い致します。
事務局長	それでは定刻になりましたので、第 27 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 18 番 荒牧委員、19 番 大塚委員をお願い致します。 —農業委員会憲章の唱和—
事務局	ありがとうございました。ご着席ください。それでは、本農業委員会会議規則第 5 条の定めによりまして、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	おはようございます。各地区とも現地確認お疲れでございました。朝は蒸し暑い天気ですね。昼からはざーっと雨が降るような妙な天気でございますけれども、稲刈りもぼちぼち始まってくると思います。体調には十分注意して頑張っていたきたいと思います。農業委員会憲章がだんだん多くなってくると、ただ流すだけのような感じになって

	<p>きますので、指揮をする人は『農業委員会憲章』と初めに大きな声で言っていただきたいと思います。</p> <p>では只今から第27回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名人に18番 荒牧文博委員、19番 大塚恭徳委員を指名します。</p>
会長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字柿野出口 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外3筆計4筆 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字村下 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転 遺言に基づく贈与となっております。</p> <p>以上2件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
9番	<p>議案第1号1番につきまして9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方は新規就農者ということで、土地も求められまして頑張っておりましたが、どうしても農業を続けることができないということで辞退されておりまして、■■■されておりまして、■■■されておりまして、研修受入をされておりまして譲受人の方との話合いがまとまりまして、所有権移転売買ということで申請が上がっております。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
15番	<p>3条の2番を15番の宮崎が説明致します。譲渡人、譲受人、所在地は記載のとおりです。申請の土地は■■■神社の氏子で28名による共有持ちの水田でございます。本来ならば親から子どもに受け継がれるものですが、譲渡人には後継者がいないということで、譲渡人が生前に譲受人に遺言執行者のもと立会いで相続されましたので、何ら問題はありませぬのでご審議お願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>

会長	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字宮ノ前 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 転用目的 太陽光発電施設となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字宮田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 転用目的 宅地拡張となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字一ノ峯 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■m² 転用目的 公衆用道路 始末書添付となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字本村 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外1筆計2筆 ■■■m² 転用目的 太陽光発電施設となっております。</p> <p>以上4件、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
1番	<p>議案第2号1番について、会長の案件ですので1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。この度、譲渡人の土地に譲受人の方が太陽光発電を作ってもらえないかとお願いされたところ、譲受人の方が引き受けることになったそうです。そして区長さんはじめ、近隣の住宅地の承諾も受けられているということで申請があがっております。所有権移転有償です。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
18番	<p>議案第2号番号2について、18番の荒牧がご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲受人は近く住宅の建設を予定されており、宅地を拡張されることになりました。隣接する譲渡人の同意も得られており、地目は田ですが■■■■m以内の第3種農地ということで何ら問題はないものと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
17番	<p>議案第2号3番について17番の長野がご説明致します。譲渡人と譲受人は、いとこ同士の関係で転用所有権移転無償の合意がなされています。地目変換できておらず、私道になっていました。転用する時に気付かれました。転用目的公衆用道路、始末書添付となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
19番	<p>議案第2号4番について、19番の大塚がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地は記載のとおりです。譲渡人は非農家であり、これ以上畑として維持管理していくことは不可能と判断され、譲受人との間で転用賃借権設定移転の申請をあげておられます。転用目的は太陽光発電でございます。■■■■年契約となっております。申請場所は■■■■から東へ150mのところの位置し、■■■■m以内の場所で第2種農地となっております。周りは雑種地や国道に囲まれており、何ら問題はないものと思われます。ご審議方よろしくお願い致します。</p>

会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>では採決に移ります。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第3号 経営基盤強化促進法許可申請について番号1番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字古閑ノ上 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 賃借権設定7年となっております。</p> <p>以上、新規案件1件、再設定2件ご審議方よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
14番	<p>議案第3号の1番について、14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。先月の総会でも出ましたが、譲渡人の方の旦那さんが亡くなったため、農業を続けていくのが難しいということで、譲受人の方に作ってもらうということの賃借権設定7年です。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。議案第3号経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
会長	<p>続きまして議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について 番号1 所有者記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字下駄原 ■■■番 地目台帳畑 現況山林 面積 ■■■㎡ 農振区分は農振白地となっております。現在の土地の</p>

<p>会長</p> <p>9 番</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>状況としまして、竹及び雑木が繁茂しており 20 年以上の耕作の実態はありません。現況の確認日は令和元年 9 月 3 日となっております。農地・非農地の判断区分としまして非農地と判断しております。</p> <p>以上 1 件ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>議案 4 号番号 1 につきまして、9 番の古澤がご説明申し上げます。航空写真があると思います。丸で囲んであるところが現場でございます、見たばかりでも議案書には■■■■年と書いてありますけれども、■■■■年以上くらい経っているような状態でございます。見たばかりで山林化しております。竹林というよりも孟宗山のようなものが生えておまして、どう見ても非農地化で申し分ないというか、もうどうにも扱ってないというような状態でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>場所は、写真の大きな建物がございまして、■■■■駐在区の■■■■という集落でございまして、■■■■です、■■■■でございます。その東南に隣接している場所でございます。以上です。</p> <p>ありがとうございます。審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 4 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決します。</p>
<p>会長</p> <p>会長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しました。10月の総会の日程を決めたいと思います。10月10日の木曜日でもいいですか。では10月10日に決定します。</p> <p>次回の農業委員会憲章の指揮は、1番 島田豊委員、3番 宇藤欣喜委員にお願いします。その他委員さんからご意見ありませんか。</p> <p>なければ、以上をもって第27回の南阿蘇村農業委員会総会は終了します。</p>

7. 閉会時刻 10時20分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

18番 荒牧 文博

19番 大塚 恭徳